

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

仕入れ歩引きの消費税の取扱い

Q : 先日、得意先から仕入代金を早く払ってくれたら歩引きするといわれたので早く支払いました。この歩引きは消費税ではどのように扱われるのですか？

A : 課税取引であるとする裁判があります。

【解説】

仕入れに係る買掛金を指定期日より早く支払った場合に、買掛金の一定割合を乗じた金額を仕入先から受け取る取引を仕入歩引といいます。

仕入値引きや仕入割戻し、返品については、消費税法上、仕入税額控除を減額する取引として明記されていますが、仕入歩引の取扱いについては明確になっておらず、納税者としては判断しかねることもあろうかと思いますが、国税不服審判所において、仕入歩引きは課税取引であるとする裁判を下していますので参考にしてください。

納税者は、仕入歩引は金融取引であるから、非課税取引になると主張しましたが、審判所は、仕入歩引は、債務不履行を原因として生じた法律関係に基づき発生した売買代金の遅延利息や売買契約と同時に金銭消費貸借契約が成立することにより生じるユーザンス金利とは異なり、対価の額の発生原因となった売買契約自体に基因して事後的に生じたものであるため、金融取引には該当せず、仕入値引きや仕入割戻しなどと同様に課税取引に該当するとして、納税者の主張を退ける判断を下しています。

